

全国町村会「平成23年度税制改正に関する意見」(抄)

地球温暖化対策税制の創設

「地球温暖化対策のための税」の検討にあたっては、町村の極めて厳しい財政状況や、二酸化炭素吸収源として重要な機能を有する森林の整備・保全等に果たしている町村の役割を十分勘案し、次により、地方税財源の確保をはかること。

ア．「地球温暖化対策のための税」の創設にあたっては、現行の地方税財源の確保を前提とすること。

イ．石油石炭税の引き上げによる「地球温暖化対策のための税」の創設にあたっては、地方の果たす役割を重視するとともに、地域の実情に沿った多様な取り組みを推進するため、「地方環境税」等一定の地方税財源措置を創設すること。

ウ．「地球温暖化対策のための税」の用途については、二酸化炭素排出抑制対策に限定せず、ガソリンへの上乗せ課税分も含め、森林の整備・保全等の二酸化炭素吸収源対策を同列に位置付けること。

エ．森林・林業・山村対策の抜本的強化の重要性をより明確にする観点から、二酸化炭素排出源を課税対象とする「全国森林環境税」を創設すること。

オ．「地球温暖化対策のための税」の一定割合は、森林の整備・保全等を推進する町村の果たす役割を踏まえ、森林面積に応じ配分すること。

「環境自動車税」の創設

現行の自動車重量税と自動車税を一本化し、「環境自動車税」とする場合には、環境施策の推進において地方が大きな役割を担っていることを踏まえ、地方税とすること。

なお、市町村の財源である自動車重量譲与税は、現行の総額を確保した上で、自動車重量税の一本化による地方増収分の、都道府県と市町村の配分割合は、改めてルールを設定すること。